

商品概要説明書

担い手応援ローン

2020年4月1日現在

商品名	担い手応援ローン																											
ご利用 いただける方	<p>【個人】 ○当JAの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ご契約時の年齢が満20歳以上79歳未満の方。 ○JAでの税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（下記のとおり） ○直近三期分の税務申告書類の提出が可能である方。 ○生活の本拠が定まっている方。 ○JA（他JAを含む。）との間でカードローン等当座貸越取引を行っていない方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p> <p>【法人】 ○当JAの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○JAでの税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（下記のとおり） ○直近三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない方。 ○JA（他JAを含む。）との間でカードローン等当座貸越取引を行っていない方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p> <p><税務対応支援（決算書作成支援）等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>JAの税務対応支援</th> <th>白色申告</th> <th>青色申告 (10万控除)</th> <th>青色申告 (65万控除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①JA（青申会含む）において、JA外取引まで記帳代行実施</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②JA（青申会含む）で決算書作成指導を実施している</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③JA（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④上記①～③に該当せず、税理士法33条の2による書面添付</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤上記のいずれにも該当しない場合</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				JAの税務対応支援	白色申告	青色申告 (10万控除)	青色申告 (65万控除)	①JA（青申会含む）において、JA外取引まで記帳代行実施	×	○	○	②JA（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○	○	③JA（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合	×	○	○	④上記①～③に該当せず、税理士法33条の2による書面添付	×	○	○	⑤上記のいずれにも該当しない場合	×	×	×
JAの税務対応支援	白色申告	青色申告 (10万控除)	青色申告 (65万控除)																									
①JA（青申会含む）において、JA外取引まで記帳代行実施	×	○	○																									
②JA（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○	○																									
③JA（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合	×	○	○																									
④上記①～③に該当せず、税理士法33条の2による書面添付	×	○	○																									
⑤上記のいずれにも該当しない場合	×	×	×																									
資金使途	<p>【個人】 ○農業生産に直結する運転資金とします。 【法人】 ○農業経営に必要な運転資金とします。</p>																											
契約金額	○100万円以上1,000万円以内とし、100万円単位とします。																											
契約期間	○1年間とします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、個人の方のご契約の場合、満79歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。																											
借入利率	<p>○変動金利とします。 ○お借入利率は、3月1日および9月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。</p>																											

借入方式	○当座貸越とします。
返済方法	○指定された貯金口座にご入金された資金は、貸越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。 ○利息のお支払いは、毎年2月と8月の当JA所定の利息決算日に指定貯金口座から自動引き落とし、または貸越元金に組み入れます。
担保	○不要です。 ただし、ご契約金額が500万円超となる場合は、担保を徴求し、第一順位の根抵当権を設定登記させていただきます。
保証人	○当JAが指定する保証機関（埼玉県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきます。 ○法人の方は、原則として、代表者を連帯保証人とします。 なお、代表者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であることとします。 ○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	○利息決算日に保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は年0.7%です。
手数料	○ご融資の際、JA所定の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。